

(写)

龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第10号

龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市介護保険条例（平成12年龍ヶ崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,100円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,900円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,200円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,600円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>68,500円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>82,200円</u></p> <p>ア 省 略</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、<u>第9号イ、第10号イ、第1</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,700円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,100円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>55,300円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>61,500円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>73,800円</u></p> <p>ア 省 略</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ<u>又は第9号イ</u>に該当する者を除</p>

1号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 89,000円

ア 省 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 102,700円

ア 省 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 116,400円

ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 130,100円

ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次

く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 79,900円

ア 省 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 92,200円

ア 省 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 104,500円

ア 合計所得金額が320万円以上430万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 143,800円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 157,500円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 164,400円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,500円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,500円」とあるのは、「33,200円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,500円」とあるのは、「46,900円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 116,800円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,400円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,400円」とあるのは、「30,700円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,400円」とあるのは、「43,000円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場

合)

第4条 省 略  
2 省 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、口若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口若しくは第5号口又は第2条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から第2条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 省 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の龍ヶ崎市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

合)

第4条 省 略  
2 省 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、口若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口若しくは第5号口又は第2条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ若しくは第9号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から第2条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 省 略